

## 第3次かまくら人権施策推進指針（素案） に対する意見と市の考え方について

第3次かまくら人権施策推進指針（素案）について、御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

いただきました御意見につきましては、指針策定の参考にさせていただきます。また、御意見に対する市の考え方等を次のとおり公表します。

### 1. 意見公募方法等

#### (1) 意見公募期間

令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）

#### (2) 意見公募の周知方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 広報かまくらへの掲載（1月1日号）

ウ 市役所本庁舎1階ロビー、生涯学習センター、各図書館で配布

エ 各支所での閲覧

### 2 意見公募結果

#### (1) 意見提出者の総数 3名

#### (2) 受付方法の内訳 [電子メール3通]

No.	ご意見（原文）	市の考え方
1	第3章 施策推進の取組 1 共通施策 【特に重要な取組】 ①すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり の中に、住民（大人）向けの社会教育・研修について言及があれば良い。	いただいた御意見を踏まえ、「1 共通施策(1)すべての人の人権【特に重要な取組】①すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり（人権啓発の推進）」において、住民向け社会教育・研修等の取組に関する内容を追記します。
2	第3章 施策推進の取組 1 共通施策 【特に重要な取組】 ②誰でも相談・支援できる体制の整備 ・包括的な相談体制の整備と関係機関の連携の強化の部分に、専門職員の配置を加えてほしい	現在、市では、専門的な知見をもった関係機関と資格の有無に関わらず十分な経験と知識を有する職員とが連携しながら包括的な相談体制の整備を進めており、御意見を今後の取組の参考としつつ、原文のままいたします。
3	第3章 施策推進の取組 1 共通施策 【特に重要な取組】 ③自殺対策・孤独孤立対策について、引きこもり支援策としての居場所の提供が言及されているが、引きこもり以外の対象者の対策としての居場所づくり（多世代型子ども食堂、地域の居場所事業など）の取組も挙げてほしい。	いただいた御意見を踏まえ、ひきこもりに限定せず、対象者を包含する表現に修正します。

No.	ご意見（原文）	市の考え方
4	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (1)ジェンダー平等と人権【特に重要な取組】 ②固定的性別役割分担意識の是正 の中に、是正に向けた啓発と併せて、学校教育、社会教育の推進を加えてほしい。</p>	<p>固定的性別役割分担意識の是正の取組に係る学校教育、社会教育につきましては、「1 共通施策(1)すべての人の人権【特に重要な取組】①すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり（人権啓発の推進）」において関連する取組を記載し、当該項目については原文のままといたします。</p>
5	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (1)ジェンダー平等と人権【特に重要な取組】 ③困難な問題を抱える女性への支援 の中に、困難女性支援法の趣旨を盛り込んで、包括的な支援体制の整備、DV 防止法に基づく施策を含めた民間団体、関係機関との連携、支援調整会議の実施、専門職員の確保が挙げられると良い。</p>	<p>「困難な問題を抱える女性への支援」については、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の主旨に基づく取組を実施するものであり、御指摘の取組を含んだ記載となっているため、取組詳細の記載は行わず、原文のままといたします。</p>
6	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (2)子どもの人権【特に重要な取組】 ①子どもの権利や安全の確保 ・子どもが自ら人権尊重を意識するようになるための家庭・地域・学校における指導 との記載があるが、「家庭・地域・学校における指導」を行うのは、誰が誰に対して行う指導なのか、伝わりづらい。また、指導という言葉はそぐわない印象がある。 (令和5年度第1回かまくら人権施策推進委員会会議録で委員長が言及されているが) 子どもに対する人権教育が特に大切であることから、「自分自身の人権、他者の人権」「子どもの人権」「子どもの意見表明権」等について鎌倉の子どもに対して積極的な教育に取り組む等、特に言及してもらえたらと思う。</p>	<p>この項目につきましては、「1 共通施策(1)すべての人の人権【特に重要な取組】①すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり（人権教育の推進）」及び『2 分野別施策(2)子どもの人権【特に重要な取組】①子どもの権利や安全の確保「人格を持った個人として子どもを尊重する意識の醸成」、「子どもの意見を聴く機会の確保』等に包含されている内容であるため、削除いたします。 また、「自分自身の人権、他者の人権」「子どもの人権」「子どもの意見表明権」等について鎌倉の子どもに対して積極的な教育」につきましては、取組を進めていく際の参考といたします。</p>
7	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (2)子どもの人権【特に重要な取組】 ④いじめ対策・相談体制の充実 ・専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーによる ～のところに、可能であればスクールロイヤーも併記してもらえたらと思う（募集されているため）</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「スクールソーシャルワーカー等」とし、スクールロイヤーを包含することといたします。</p>
8	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (5)外国につながるのある人の人権の部分に、難民支援の部分を入れてもらいたい。「鎌倉なんみん共生フォーラム」の設立や「難民を支える自治体ネットワーク」に参加していること等から必要な言及だと思う。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「現状と課題」欄に「難民を支える自治体ネットワーク」に参加していること、今後も他機関と協力して取り組んでいくことを追記いたします。</p>

No.	ご意見（原文）	市の考え方
9	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (6)多様な性の尊重 【特に重要な取組】 ①多様な性を尊重する啓発活動・教育の推進 ・教育の推進のところに、性自認や包括的性教育など、他者を尊重する基本となる自己理解をすすめるための教育の推進など、より積極的な内容を盛り込んでもらいたい。</p>	<p>他者を尊重する基本となる自己理解を進めるための児童・生徒への教育については、性自認や包括的性教育に限らず、学校の教育活動全体を通じて推進していることから、原文のままいたします。 いただいた御意見につきましては、取組を進めていく際の参考といたします。</p>
10	<p>第3章 施策推進の取組 2 分野別施策 (10)さまざまな人権 多様な家庭環境（事実婚、ひとり親、里親、血縁のない同居など）、ライフスタイル、宗教などに対する偏見、差別の解消に努める、といった言及を加えてもらいたい。</p>	<p>今回の策定のポイントといたしましては、御意見をいただきました「多様な家庭環境、ライフスタイル等に関わらず、あらゆる人々が尊重され、自分らしく安心してくらする」ことを目指すものとなっております。 「第3章施策推進の取組1共通施策」において、「(1)すべての人の人権」という項目を新たに設け、あらゆる人への偏見や差別の解消に努めていくこととしました。いただいた御意見の内容につきましては、同項目に含まれているため、原文のままいたします。</p>
11	<p>第4章 施策の推進体制 (5)多様化する人権問題に適切に対応するため、各分野の相談窓口や「専門機関との連携を図ります」の部分で、（令和5年度第1回かまくら人権施策推進委員会会議録で委員長が言及されているが）一体型など、わかりやすく積極的な相談窓口を持つ（設置する）ことに言及してもらいたい。</p>	<p>いただいた御意見につきまして、「1共通施策(1)すべての人の人権【特に重要な取組】②誰でも相談・支援できる体制の整備」に含まれているため、原文のままいたします。</p>
12	<p>①8ページ目 「自殺に傾く人のサイン」の箇所ですが自ら傾くという以上に、追い込まれている状況であると思いますので、「自殺に追い込まれている人のサイン」という表現を一つの意見としてご提案させていただきます。</p>	<p>「鎌倉市自殺対策計画 いきるを支える鎌倉」では、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指す」としており、自殺に追い込まれる状況になる前に未然に防ぐという観点から、いただいた御意見を参考に「自殺に追い込まれそうになっている人のサイン」と修正いたします。</p>
13	<p>②24ページ目 【特に重要な取組】内の②貧困に対する支援に対する具体例として「・生理の貧困対策の推進」が挙げられている箇所について質問させていただきます。 生理用品を配布するだけでなく、あくまで貧困に陥っている女性や女の子たちへの寄り添った相談支援の一環として実施するという意味でしょうか。 後者の意味が伝わる表現であると良いかと感じました。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、生理の貧困対策の推進には物理的な生理用品の配布のほか、生活困窮、家庭内の経済的DV等により生理用品を購入できない、利用しにくい環境から支援につなげていく相談支援の一環として実施しています。 本市では、本庁舎生活福祉課及び各支所の窓口並びに本庁舎及び支所の一部の女子トイレに生理用品とともに女性相談の連絡先を記載したカードを設置し、必要な支援につながるよう案内しています。 素案では『2分野別施策(9)生活困窮者等の人権』の【特に重要な取組】は「①生活困窮者への支援体制の充実」「②貧困に対する支援」の項目があり、「生理の貧困対策の推進」は②の取組として記載していましたが、「生活困窮者等への支援体制の充実として①と②を統合し、記載します。</p>

No.	ご意見（原文）	市の考え方
14	<p>国会でろくに審議もされず、可決されてしまったLGBT法案の悪法を神奈川県で鎌倉市で推進する事はやめて頂きたい。</p> <p>これによって、より一層被害を被るのは女性ではないですか？</p> <p>差別があるから護られる人権もあります。</p> <p>女性と男性と差があるから、そこにお互いの価値があるのではないですか？</p> <p>女性の配送の人がラジオで話していましたけれど、力のない女性なのに重たい荷物とか運ばなければならず大変だと…これは、今の男女平等の観点から言えば差別的で受け入れられない発想ですが…</p> <p>しかし女性を思いやる相手の立場を考えるとという人としての観点から考えると、差別をするから思いやる事ができ、差別があるからこそ、そこに本当の平等といわれるものがあるのではないのでしょうか？</p> <p>差別という言葉の悪い面だけを強調しているようにしか思えない世間の風潮があるように思えてなりません。</p> <p>そして、ここは日本です。日本人にとって一番いい国でなければなりません。なのに、平等の言葉の元に外国人優遇策が蔓延しつつあります。</p> <p>そうすると、ここは日本ではなくなります、どの国でも自国民を第一に考え政策をするからこそ、その国が自立した国として存在できるのではないのでしょうか？</p> <p>キレイな言葉のラッピングで騙したり騙されたり誤魔化したりしないでいただきたい。</p>	<p>市では、本指針の基本理念でお示ししたとおり、多様性を認め、互いを思い、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指しており、</p> <p>「第3章施策推進の取組2分野別施策(1)ジェンダー平等と人権」に記載したとおり、「性別に関わらず誰もが互いの違いを受け入れ、個性や能力を尊重し合い、一人ひとりを大切にすることで、人権尊重の意識やジェンダー平等意識を形成し、固定的な性別役割分担や性別の違いに関する偏見、固定観念、無意識の思い込みなどの解消を目指す」こととしています。</p> <p>人権尊重の意識やジェンダー平等の正しい理解と意識醸成に取り組み、男性・女性の違いを含め、個人間においても違いがあることを前提とした上で、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。</p>